

令和4年1月6日

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 接会01
- (2) 調達件名及び数量 寄贈設備輸送等業務 1式
(詳細は別紙仕様書のとおり)
- (3) 納入期限 令和4年2月10日
- (4) 納入場所 国立大学法人大阪大学接合科学研究所

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒567-0047 大阪府茨木市美穂ヶ丘1-1-1
国立大学法人大阪大学 接合科学研究所 会計係
電話 06-6879-8688
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和4年1月13日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

仕 様 書

請負の表示 寄贈設備運搬等業務 一式

1. 請負完了期限 令和4年2月10日
2. 契約事項 国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
3. 代金の支払 請負代金は請負の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

(特記事項)

1. 受注者は、別紙詳細仕様に基づき、業務を行うものとする。
2. 業務にあたっては、発注者との協議により決定した事項に従うものとする。
3. 受注者は、業務に伴う請負完了報告書を作成し、発注者の確認を受けた後、国立大学法人大阪大学接合科学研究所 会計係に提出するものとする。
4. その他詳細については、発注者・受注者間の協議により決定するものとする。
5. 受注者は作業に際して、本学の建物設備を損傷しないよう万全を期すものとし、損傷を与えた場合は速やかに報告し、受注者の責任でこれを原状回復するものとする。

(別紙)

詳細仕様

1. 概要

受注者は、大阪大学向け寄贈設備である以下の機器について、搬出元設置場所から搬出先設置場所への運搬、搬出先設置場所における搬入及び据付調整を行うものとする。

寄贈設備名	規格	台数	搬出元設置場所	搬出先設置場所	搬入作業日	据付調整 完了期限
走査電子顕微鏡	JSM - 6480 日本電子(株)製	1台	日本製鉄株式会社 技術開発本部 瀬戸内技術研究部	大阪大学接合科学 研究所共通研究棟 2階205号室	令和4年 1月21日(金)	令和4年 2月10日(木)
銅中酸素・窒素同時分 析装置	EMGA-U620W (株)堀場製作所製	1台		大阪大学接合科学 研究所共通教育棟 1階111号室	令和4年 1月21日(金)	令和4年 2月10日(木)
全自動変態記録装置	フォマスターEDP 富士電波工機(株)製	1台		大阪大学接合科学 研究所スマートプロセス研 究センター2号館2階共 同研究員実験室	令和4年 1月22日(土)	据付調整は不要
電動リフター	FBD7-70-250T ニチユ製	1台		大阪大学接合科学 研究所スマートプロセス研 究センター2号館2階共 同研究員実験室	令和4年 1月22日(土)	据付調整は不要
金属顕微鏡	BHT-513ML オリンパス(株)製	1台		大阪大学接合科学 研究所スマートプロセス研 究センター2号館2階共 同研究員実験室	令和4年 1月22日(土)	据付調整は不要
発光分析装置	ICPV-1017 (株)島津製作所製	1台		大阪大学接合科学 研究所本館3階井 上研究室	令和4年 1月23日(日)	令和4年 2月10日(木)

なお、本業務において、施設内外で機械等を用いて作業を行う場合で、施設内外の通行人及び通行車輛等がある場合は、一旦作業を中止し、安全確認後に作業を再開するものとし、万一事故等が発生した場合は、受注者の責任において賠償するものとする。

2. 搬出元設置場所から搬出先設置場所への運搬について

(搬出元設置場所) 広島県呉市昭和町11-1 日本製鉄株式会社技術開発本部瀬戸内技術研究部

(搬出先設置場所) 大阪府茨木市美穂ヶ丘11-1 大阪大学接合科学研究所

各装置を4 tトラックにて運搬すること。

3. 搬出先設置場所における搬入について

①走査電子顕微鏡及び銅中酸素・窒素同時分析装置

物品は、大阪大学接合科学研究所共通研究棟前で4 tトラックから荷下ろしし、2.5 tラフタークレーン及びハンドリフト等を使用して設置場所まで搬入すること。

②全自動変態記録装置、電動リフター及び金属顕微鏡

物品は、大阪大学接合科学研究所スマートプロセス研究センター(以下「センター」という)2 F 共同研究員実験室付近で荷下ろしし、2.5 tラフタークレーン及び2.5 tフォークリフト等を使用して本研究センター2 Fの搬入扉より搬入するものとする。

なお、全自動変態記録装置の搬入の際には、センターに設置している天井クレーンについては、安全面を考慮して使用不可とする。このため、別図に示す搬入用ステージを製作し、それをセンター2号館前に設置したうえで、搬入作業を行うものとする。なお、搬入作業完了後は搬入用ステージをすみやかに撤去するものとする。

③発光分析装置

物品は、大阪大学吹田キャンパス北口通り接合科学研究所前で4 tトラックから荷下ろしし、2.5 tラフタークレーン、2.5 tフォークリフト及び重量物ゴンドラ等を使用して設置場所まで搬入すること。

3. 搬出先設置場所における据付調整について

搬出元設置場所における搬出前動作確認（本学が実施）の結果を参考にして、搬出先設置場所において据付調整作業を実施するものとする。

なお、据付作業は各物品に精通したメーカーの作業員が実施するものとする。

①走査電子顕微鏡

据付作業時には、本体の鏡筒・高圧タンク・検出器の固定取外し及び真空ポンプとの結線作業の実施すること。
動作確認はZnO・Znを用いて実施すること。

なお、令和4年1月28日（金）までに通電・作業を行うこと。

②銅中酸素・窒素同時分析装置

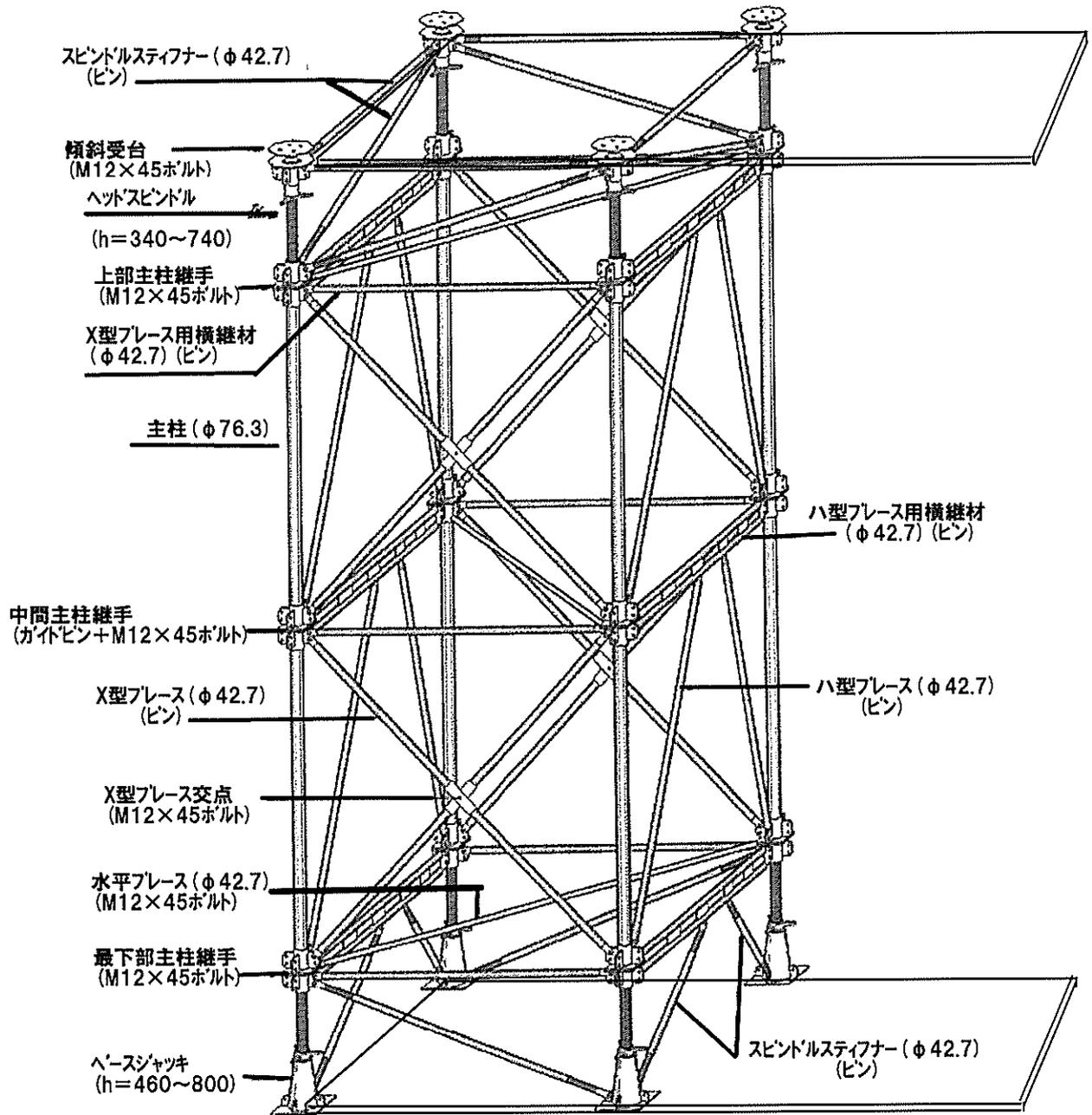
据付作業時には、装置組立・電源投入し立上（200V・1φ75A）・ガス配管接続（ガス配管：He、N、乾燥エア）をした上で、下記の確認作業を実施すること。

- ・動作確認の実施（動作確認：ガスを流しての流量検査・圧力検査・リーク検査・検出器のシグナルエラーの確認）
- ・高濃度および低濃度の標準サンプルを用いて検量線の校正作業の実施
- ・変動係数の確認
- ・取扱い説明の実施

③発光分析装置

据付作業時には、装置組立を実施した上で、下記の確認作業を実施すること。

- ・チェック画面にて分光器温度および真空度確認
- ・蒸留水導入でプラズマ点灯動作確認
- ・ランプテストを行い、N=10測光強度のCV値の確認



見 積 書

調達番号： 接合01

調達件名： 寄贈設備輸送等業務 1式

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所

会 社 名

氏 名

[印]

電話番号

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- ※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

請負契約書（案）

製造請負の表示： 寄贈設備輸送等業務 1式

請負代金額 金 円也（うち消費税額及び地方消費税額 円）

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学接合科学研究所所長 田中 学 と受注者 との間において、上記の請負業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。
- 第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない
- 第3条 業務は、本学が指定する場所において、これをするものとする。
- 第4条 受注者は、本契約に基づく資材（廃棄物）等の運送にあたっては、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の15に規定する車種規制適合車等の使用義務を遵守すること。
- 第5条 本請負の完了期限は、令和4年2月10日とする。
- 第6条 受注者は発注者に対し、完了通知書を国立大学法人大阪大学接合科学研究所会計係に送付する方法で交付するものとする。
- 第7条 請負代金は、1回に支払うものとし、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第8条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学接合科学研究所会計係に送付すべきものとする。
- 第9条 契約保証金は、免除する。
- 第10条 この契約について必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 第11条 この契約について発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決によりこれを解決するものとする。
- 第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 茨木市美穂ヶ丘11-1
国立大学法人大阪大学接合科学研究所
所長 田中 学

受注者